

第1節 第1次計画策定後の千葉県の特別支援教育の現状

1 概要

○ 特殊教育から特別支援教育へ

学校教育法の改正により、千葉県においても障害のある幼児児童生徒の教育は、特別な場を用意して行う『特殊教育』から通常の学級に在籍する発達障害のある幼児児童生徒も含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校で行われる『特別支援教育』として展開してきました。

特別支援教育とは、病気や発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導や必要な支援を行うものです。

県教育委員会では、病気や障害のある幼児児童生徒一人一人のライフステージに応じた支援の実現と関係機関による支援ネットワークを構築するために「千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、様々な取組を行ってきました。そのはじめとして、支援ネットワークを構築していくための障害種別の具体的なプランを作成するために、千葉県障害児教育研究推進会議を設置し、校種や行政機関を越えたネットワークプランを示しました。このネットワークプランは現在においても、千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会（うさぎねっと）、千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会（e y e あいねっと）、千葉県病弱教育連携協議会、千葉県就労支援コーディネーター連絡協議会等として情報共有、役割分担、相互研修、幼児児童生徒への指導などで様々な要請に応えています。視覚・聴覚の連絡協議会は医師、複数の病院、視能訓練士、言語聴覚士、市町村の発達センター、市町村の教育委員会、市町村立小中学校、教育事務所、障害福祉部局、特別支援学校、関係大学が集まり、情報を共有するとともに、各機関に相談が入れば、互いに必要な機関を紹介し、必要な支援がすぐに始まるようにネットワーク化されています。千葉県学校では1歳未満の乳児が病院からの紹介により教育相談に通っている例もありました。就労支援のネットワークは、1万件を超える県内全域の就労先や現場実習先の情報をとりまとめ、各地域の特別支援学校が担当する地域や会社を定め、就労に向けた流れが有機的に稼働しています。

また、学校教育法の改正による特別支援学校のセンター的機能（小・中学校等への助言援助機能 学校教育法第74条）の展開により、発達障害を含めた障害や病気に関する県民の相談、関係機関との連携に係る相談、幼・小中学校・高等学校等に対する教育相談や研修講師の派遣等を行い、その数は、近年では1年間で1万件を越えるまでに至っています。

さらに、多くの幼・小中学校・高等学校等の発達障害を含む障害に応じた幼児児童生徒の相談や学校への助言を行っていくために、『特別支援アドバイザー事業』を立ち上げ、臨床心理士等の専門家が、各学校等の要請に応じて、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の指導・支援の在り方と校内支援体制に関するアドバイスをすることとしました。近年では5教育事務所管内で、900件を超える要請に応えています。加えて、より高度な要請に応えるために、『千葉県特別支援教育専門家チーム』を組織し、大学教授等の専門家が必要に応じて対応しているところです。

小中学校等における発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための特別支援教育支援員配置については、平成25年以降全ての市町村で配置されるようになり、幼稚園、高等学校において

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

も支援員が配置され、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒が通常の学級や特別支援学級で必要な支援を受けることができるようになっています。高等学校では、支援員を配置することにより、充実した高校生活を送り、大学へ進学する生徒も出てきています。

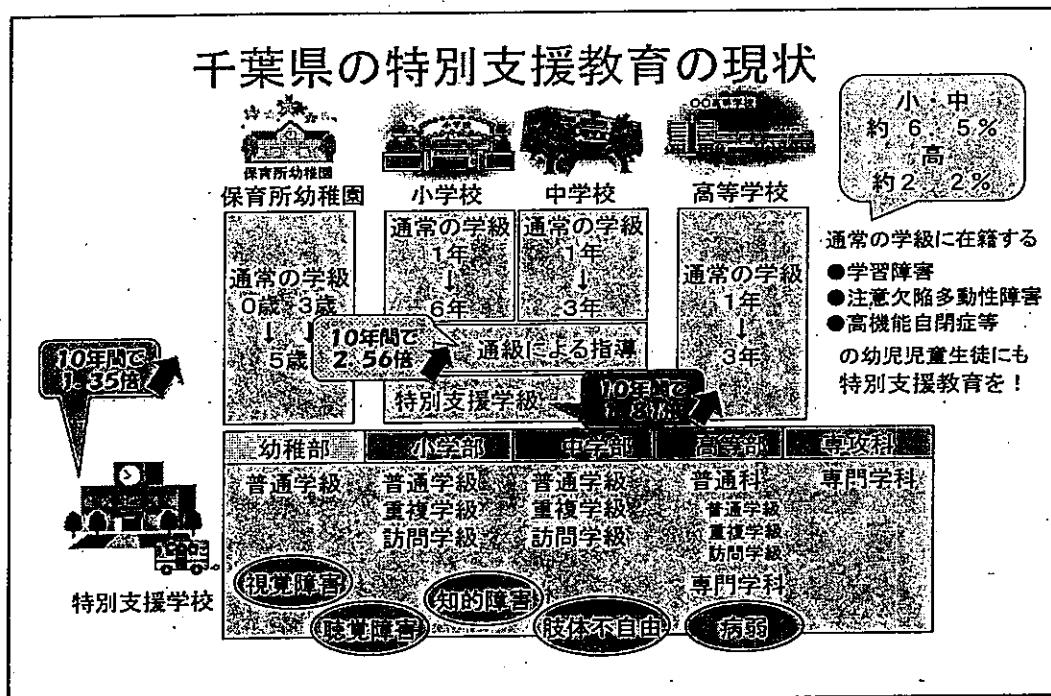
一方、特別支援教育の普及啓発により、多くの児童生徒が必要な支援を受けることができるようになるとともに、「通級による指導」を受ける児童生徒数、特別支援学級の児童生徒数、特別支援学校の児童生徒数が増加しています。

このため、千葉県では、特別支援学校の整備を進め、平成19年度以降の第1次計画の期間においては、県立特別支援学校7校、高等学校等の余裕教室を活用した特別支援学校の高等部職業学科または職業コースをもつ分校を5校、分教室を3教室（1教室は小中学部）設置しており、さらに、平成29年度には特別支援学校を1校開校予定です。

また、高等特別支援学校の設置及び職業学科または職業コースを持つ分校分教室設置の効果は大きく、障害のある生徒の自立と社会参加の意識を大きく変え、その成果として、第1次計画以前の平成18年度の特別支援学校全卒業に占める民間企業への就職者の割合が29.7%であったものが、平成26年度末には卒業者が300人以上増えた上に、就職者の割合（就職率）が38.1%と全国でも2位になるなど、多くの生徒が就職することができました。

これには、特別支援学校に、職業に関する委嘱講師として各特別支援学校の地元の様々な業種の皆さんに作業学習等に関するご指導をいただきたり、特別非常勤講師として医師・歯科医師・理学療法士・作業療法士等に様々な観点でご指導をいただきたりというように、外部人材と協働した取組の効果も大きいものがありました。また、千葉県経営者協会や中小企業家同友会、特例子会社連絡会にご協力いただき、教員の「短期企業実習」を実施し、教員の意識改革を行うとともに、千葉県就労支援ネットワークを設置し就労支援コーディネーターを指名した上で、商工労働部産業人材課及び健康福祉部障害福祉課、労働局、ハローワーク等の関係機関とのネットワークをいち早く構築し、自立と社会参加の意識を変えてきたことも効果的でした。

以下は、千葉県の特別支援教育の状況を表した図です。



【図1】千葉県の特別支援教育（平成27年5月1日現在）

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

2 インクルーシブ教育システムの構築

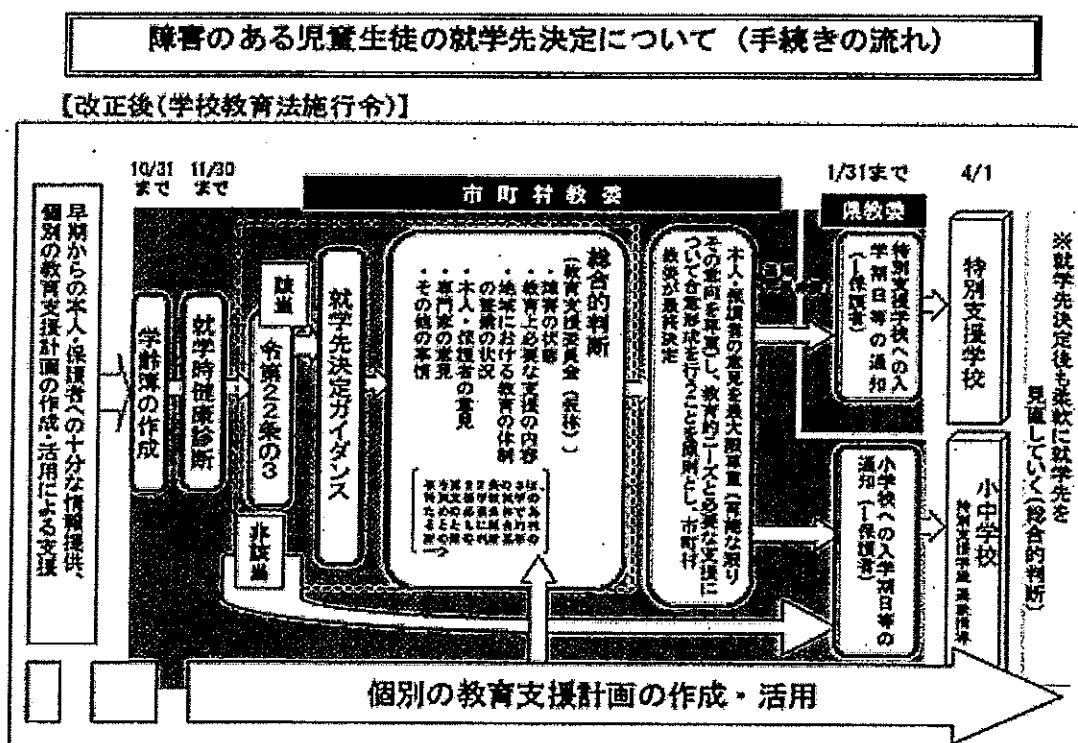
○就学先決定の仕組みの改正

障害者権利条約の批准にむけて、内閣府より、我が国が今後めざす社会として『共生社会』がかかけられ、中央教育審議会において、平成24年に『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』がまとめられました（詳細前述P1～P4）。インクルーシブ教育システムでは、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズにもっとも的確に答える指導を提供できる『連続性のある多様で柔軟な学びの場』を用意することが必要とされています。

このために、わが国は学校教育法施行令を一部改正し、障害のある児童生徒は特別支援学校への就学を原則としていたこれまでの仕組みを改め、市町村の教育委員会が、児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、体制整備の状況、その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定することとしました。また、いったん就学先を決定した児童生徒についても、フォローアップを行い、必要に応じて就学先を見直していくこととされました。

千葉県においても、平成26年度より、『千葉県心身障害児就学指導委員会』を『千葉県教育支援委員会』と改め、法令改正の趣旨に基づき、特別支援学校に就学させた児童生徒のフォローアップを行うとともに、市町村の教育支援委員会に対する指導助言機能を発揮することとしました。

以下の図が就学先決定の手続きの流れとなります。



【図2】障害のある児童生徒の就学先決定について

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

○連続性のある多様で柔軟な学びの場の構築

また、全ての障害種で、県内のある地域で『連続性のある多様で柔軟な学びの場』を構築していくために、国が行う様々なモデル事業や定数を活用し、短い期間で多様な学びの場を構築してきました。平成23年の標準法の改正により、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校において、通級による指導が加配された定数により可能となったため、県内全域で展開するよう進めています（詳細後述P23の図15）。肢体不自由に関する通級による指導は、平成25年度から始め、平成27年度末には県内だけで児童生徒数が96人にまで達しています。

さらに、病弱の特別支援学校においては、近年の児童生徒の入院期間が、短くなっていることに対応するため、1か月程度の入院であれば、学籍を移さず、通級による指導の対象として、『短期通級』という対応をし、病気の理解、病気の克服のための意欲、心理的な安定、学習の補充等を行っています。また、発達障害等を起因とする2次障害である精神疾患等への対応としての箱庭療法等の専門性の高い通級による指導とともに、精神疾患の児童生徒が精神的に安定して学習に取り組むことができるよう特別支援学校に転学して病気を改善させ、治療後、病気が改善した場合、元の学校に戻ることも可能としています。

高等学校の生徒が、1か月以上にわたる入院が必要な病気の際には、生徒の学習保障の観点から、本人・保護者と高等学校と病弱特別支援学校で十分協議した上で、特別支援学校に病気治療中に学籍を移し、治療終了後に元の高等学校に学籍を戻すことも柔軟に対応しています（『病気療養児に対する教育の充実について（文部科学省通知）』及び学校教育法施行規則第92条）。平成27年度だけでこのように治療中に学籍を異動させて学習保障し、元の高等学校に戻った生徒は仁戸名・四街道・袖ヶ浦の各病弱の特別支援学校で20人を超えていました。この生徒の中にはその後、希望する進路に向けて学習を積み重ね、大学等へ進学した生徒もいます。

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

3 県内の特別支援学級、通級による指導、特別支援学校(平成27年5月1日現在)

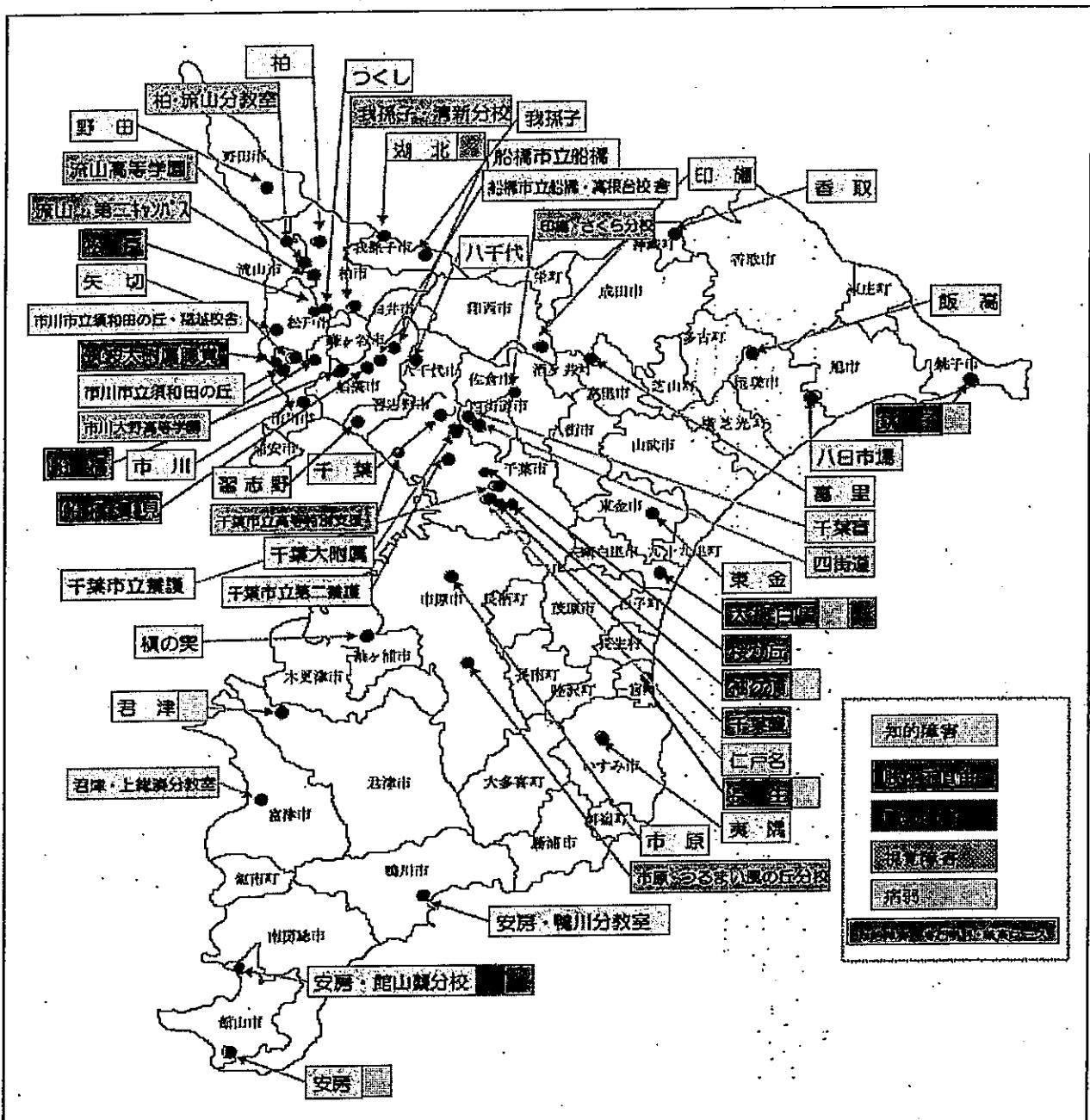
○特別支援学級、通級による指導、特別支援学校は、障害種別に、学級、教室、学校が設置されています。

【表1】公立小・中学校の特別支援学級の障害種別学級数と児童生徒数(詳細はデータ集:Pデータ12~)

障害の種類	のべ設置校数			学級数			児童生徒数(単位:人)		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
視覚障害	1	—	1	1	—	1	3	—	3
聴覚障害	13	4	17	15	4	19	63	7	70
知的障害	585	279	864	751	374	1,125	3,333	1,699	5,032
肢体不自由	2	—	2	2	—	2	2	—	2
病弱・身体虚弱	4	2	6	4	2	6	7	3	10
言語障害	49	—	49	86	—	86	587	—	587
自閉・情緒障害	471	226	697	551	274	825	2,097	1,024	3,121
計	1,125	511	1,636	1,410	654	2,064	6,092	2,733	8,825

【表2】小・中学校、特別支援学校における通級指導教室の状況】(詳細はデータ集:Pデータ13~)

障害の種類	教室数				担当教員数 (単位:人)	児童生徒数 (単位:人)
	小・中	特支	巡回	計		
言語障害	193	5	37	235	195	3,184
情緒障害	23	0	0	23	23	278
聴覚障害	5	9	0	14	14	82
LD, ADHD等	61	0	9	70	61	715
視覚障害	0	9	0	9	9	25
肢体不自由	0	40	0	40	15	60
病弱	0	5	0	5	7	5
計	282	68	46	396	324	4,349



【図3】千葉県の特別支援学校の設置状況（平成28年5月1日現在）

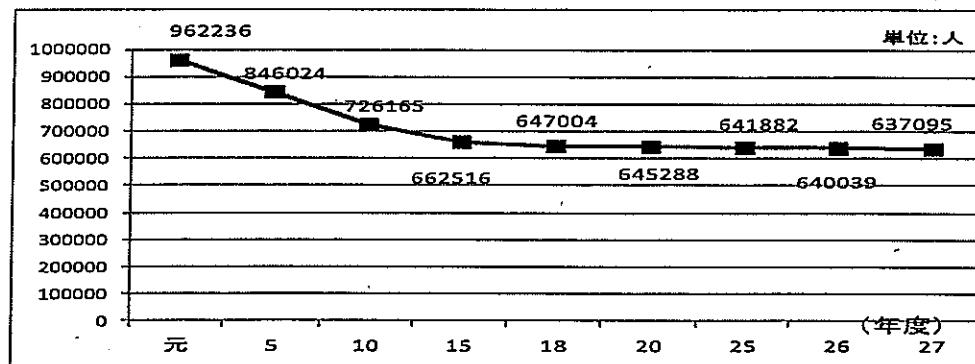
(詳細はデータ集：Pデータ1～)

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

4 児童生徒数の推移について

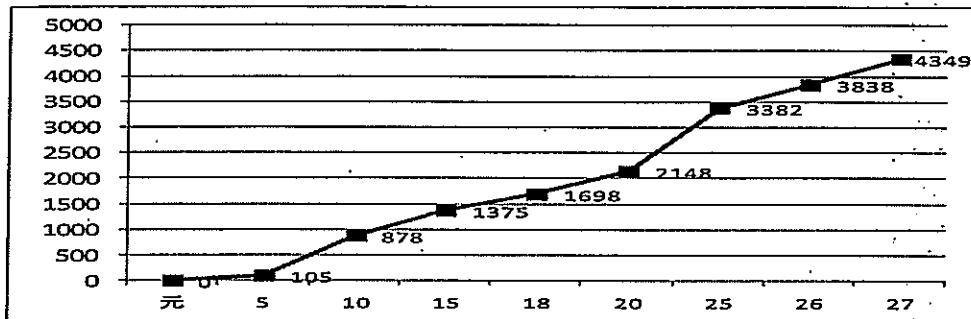
○小中学校の支援体制が整備され、学びにくさを感じている児童生徒に目が届きやすくなったり、一人一人の教育的ニーズに応じた教育への期待から、特別支援学校等の児童生徒数が増加しています。

【図4】千葉県の児童・生徒数（公立・私立 小・中・高等学校）



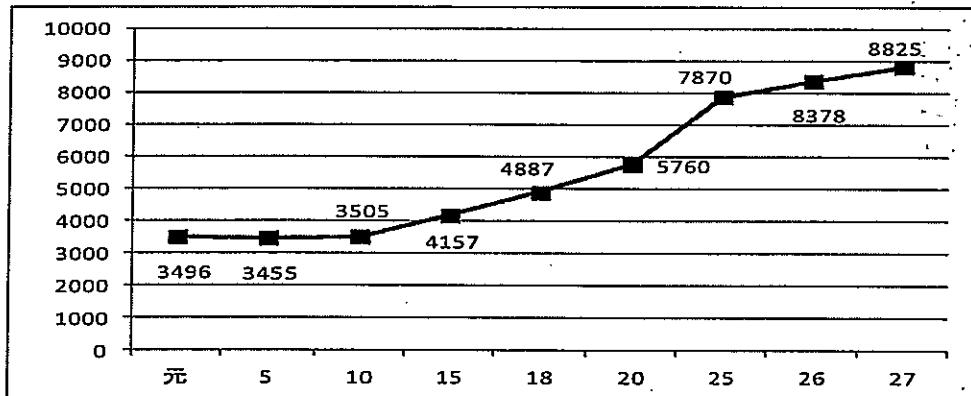
千葉県全体の児童生徒数は、少子化等の影響により減少傾向にある。

【図5】通級による指導を受けている児童生徒数（公立小・中学校）



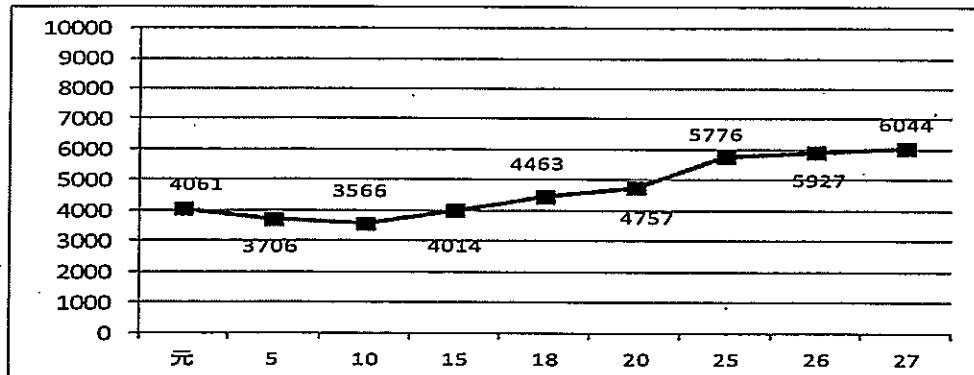
H18年と比較すると約2.56倍となっている。

【図6】公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数



H18年と比較すると約1.81倍となっています。知的障害や自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍児童生徒数が増えている。

【図7】公立特別支援学校の児童生徒数（小・中・高）



H18年と比較すると約1.35倍となっている。

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

5 相談・支援体制について

〔第1次計画 テーマ1(回関連)〕

★早期の教育相談支援体制の整備

- (1)乳幼児とその保護者への早期教育相談支援体制の充実
- (2)就学前児への個別の支援計画作成と適切な就学支援

○県教育委員会では、平成24年度より、文部科学省委託事業「早期からの教育相談・支援体制の構築事業」を受託し、平成24年度から26年度までは南房総市を、また、平成27年度は柏市と市原市を指定して研究を行うとともに、本人、保護者、教職員が、「いつでも、どこでも、なんでも」相談できる体制を整え、児童生徒の生活上または学習上の困難の改善又は克服に努めてきました。また、児童一人一人の教育的ニーズに応じた支援を進めるため、県では、市町村独自の特色ある「ライフサポートファイル」の作成について支援してきました。平成20年度には2市の導入でしたが、平成27年度には36市町が導入するに至っています。

○子育て課題の早期相談と支援を促すことを目的に、早期相談支援リーフレット「お子さんのこと いつしょに考えてみませんか?~チーム子育て~」を平成28年3月に発行しました。全市町村に配布し、3歳児健診時に全受診者へ配布していただくように依頼しました。本リーフレットは、県教育委員会特別支援教育課のホームページに掲載しています。

○発達障害の可能性のある児童等への支援に必要な情報を「Q&A」形式に取りまとめ、県教育委員会特別支援教育課のホームページに掲載し、情報の提供に努めています。

- ・平成25年3月「～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～すべての教員に求められる特別な教育的支援Q&A」
- ・平成26年3月「～幼稚園・保育所における～発達障害の可能性のあるこどもへの支援Q&A」

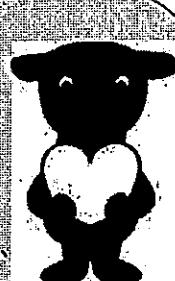


コラム! ▶ 「ライフサポートファイルとは」

県では、障害のある子どもについて、ライフステージごとに（支援の担当者が変わりやすい移行期においても）一貫した支援が継続的に提供されることを願い、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、「ライフサポートファイル」（「相談支援ファイル」、「○○市支援ファイル」など、呼び方は地域によって異なります）の導入、活用を促進しています。

ライフサポートファイルが、就学期に個別の教育支援計画に移行する場合もありますし、そもそもライフサポートファイルに就学期以降の個別の教育支援計画を組み込んでいるという形式のものもあります。

ライフサポートファイルの導入により、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた、適切な支援が児童期より継続されていくことが大切です。

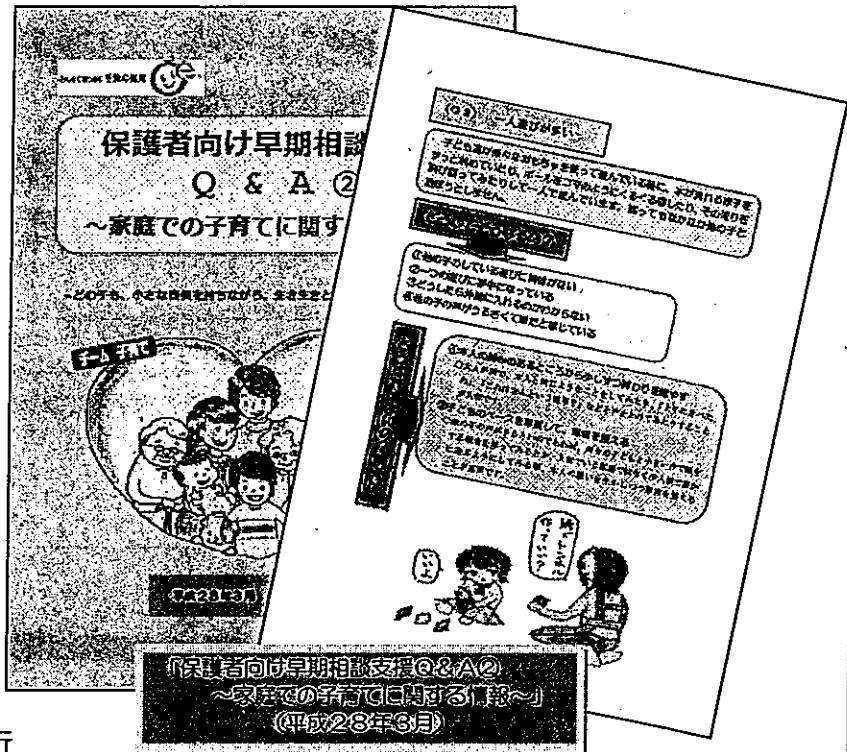


第2章 第1次五箇年計画後の取組と評価

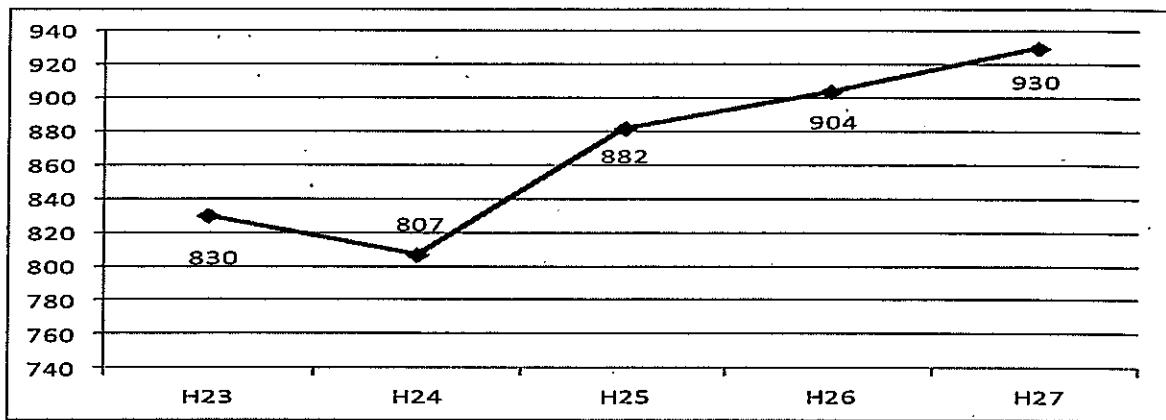
- ・平成27年3月「保護者向け早期相談支援Q&A①～就学に関する情報～」
- ・平成28年3月「保護者向け早期相談支援Q&A②～家庭での子育てに関する情報～」
- 現在、県専門家チーム、特別支援アドバイザー、県子どもと親のサポートセンター、県総合教育センター特別支援教育部、特別支援学校、市町村教育委員会、市町村教育センター、小中学校・高等学校等が連携して、特別支援教育に関するさまざまな相談支援を行っています。

○平成25年9月の学校教育法施行

令の改正により、就学先の決定等については、「本人・保護者の意見を最大限尊重するとともに本人・保護者との合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である」とこと、また、「『就学指導委員会』については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、『教育支援委員会』といった名称とすることが適当である」とされました。本県においても、平成26年度より、就学指導委員会の名称を「教育支援委員会」とするとともに、回数を1回増加の全5回とし、就学後のフォローアップの充実を図っています。

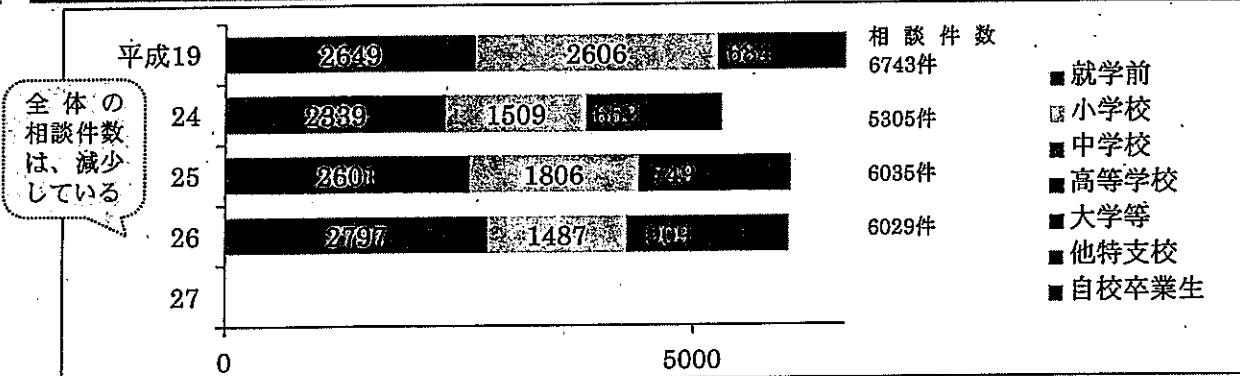


特別支援アドバイザーの派遣回数は、年々増加している。



【図8】特別支援アドバイザーを各公立学校へ派遣した件数（のべ件数）

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

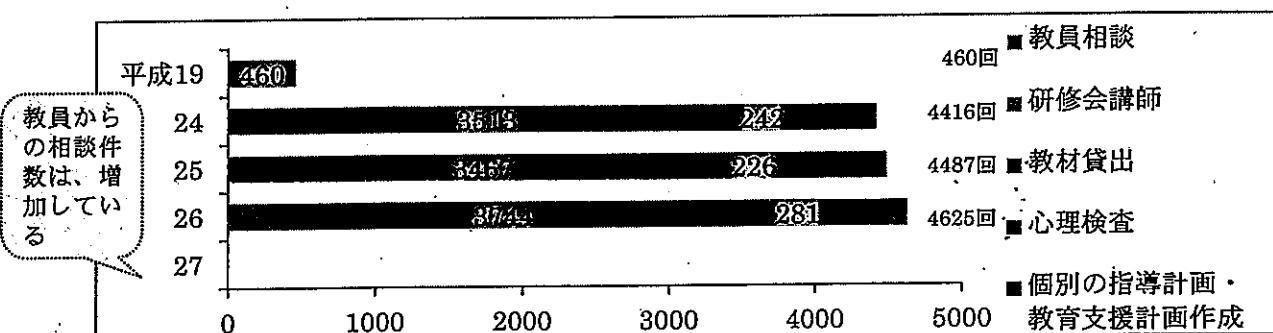


【図9】県立特別支援学校が幼児児童生徒の教育について受理した教育相談数（のべ件数）

※調査期間 毎年4月1日から翌年3月末まで

※大学等は、大学、短期大学、専門学校等をさす。

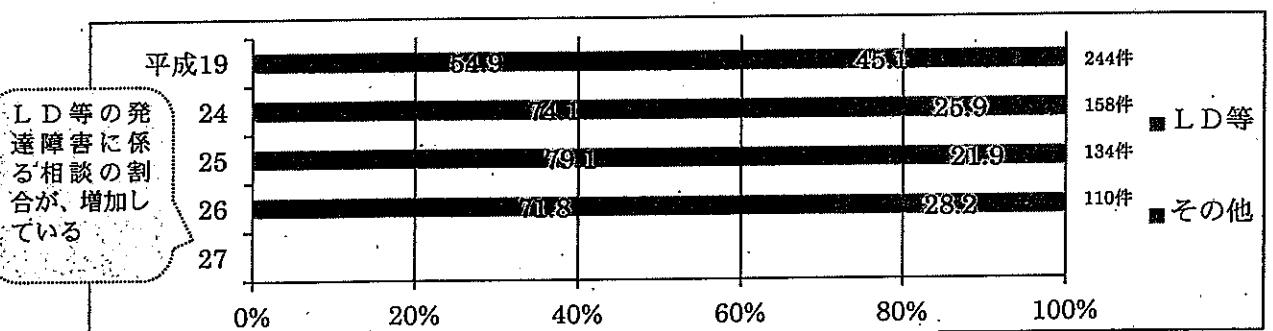
※相談方法は、電話、来校、巡回、メール等



【図10】県立特別支援学校が教員からの要請に協力した件数（のべ件数）

※大学等は、大学、短期大学、専門学校等をさす。

※平成19年度は詳細不明のため、総数のみを表記。



【図11】県総合教育センター特別支援教育部の相談件数とLD、ADHD、高機能自閉症等の割合

コラム2

「特別支援アドバイザー事業とは」



公立の幼稚・小中学校・高等学校等の特別支援教育の実践を支援する千葉県独自の事業です。各学校等からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」が学校等を訪問します。

「特別支援アドバイザー」は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教職員、特別支援教育支援員等に対し、助言・援助を行います。

第2章 第1次計画策定後の取組と評価

6 学びを支える状況について

【第1次計画 テーマ2に関連】

★ 小・中学校における特別支援教育の整備・充実

- (1) 「わかる授業」の推進と学級における支援の充実
- (2) 適切な教育的支援のための校内体制による支援の充実
- (3) 学校を支える校外の支援システムの整備
- (4) 交流及び共同学習、地域で共に学び育つ教育を推進
- (5) 特別支援教室（仮称）構想に向けた具体的検討

【第1次計画 テーマ3(2)に関連】

★ 今後の特別支援学校の新たな機能の構築

- (1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実
- (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

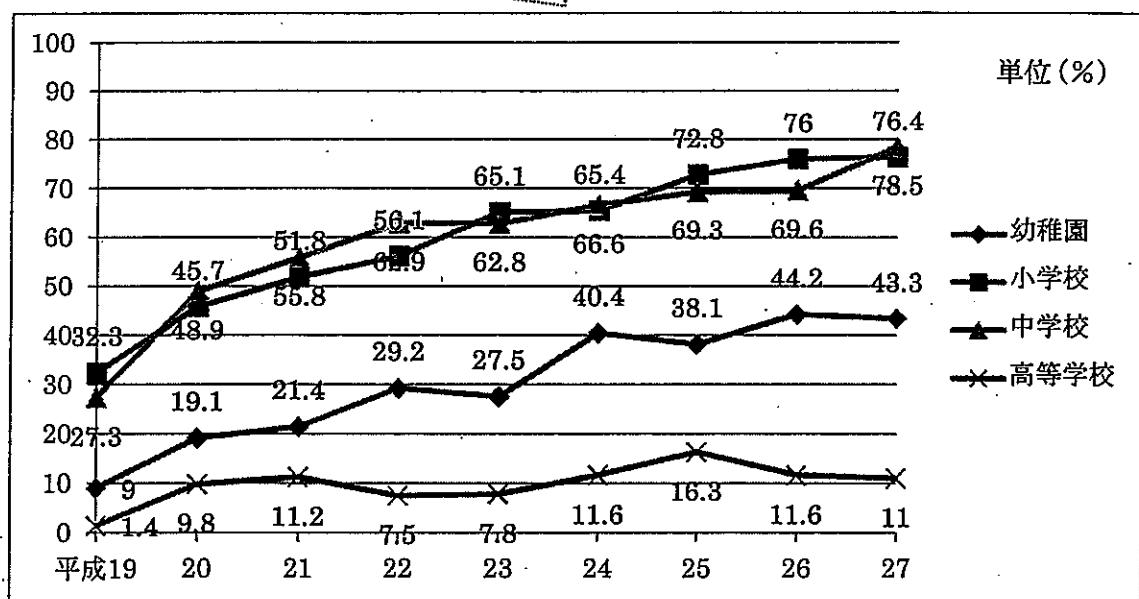
(1) 一人一人の教育的ニーズに応える取組の状況

○一人一人の教育的ニーズに応じた的確な指導・支援を行うために、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を進めています。県教育委員会では、個別の教育支援計画や個別の指導計画作成のための資料集や手引きなどを作成し、様々な研修の機会をとおして計画作成の意義の理解・啓発に努めています。

○幼・小中学校・高等学校等では障害のある、なしに関わらず全ての児童生徒にわかりやすく、学習や学校生活づくりへの興味や意欲が向上する授業づくり・学級集団づくりに努めています。

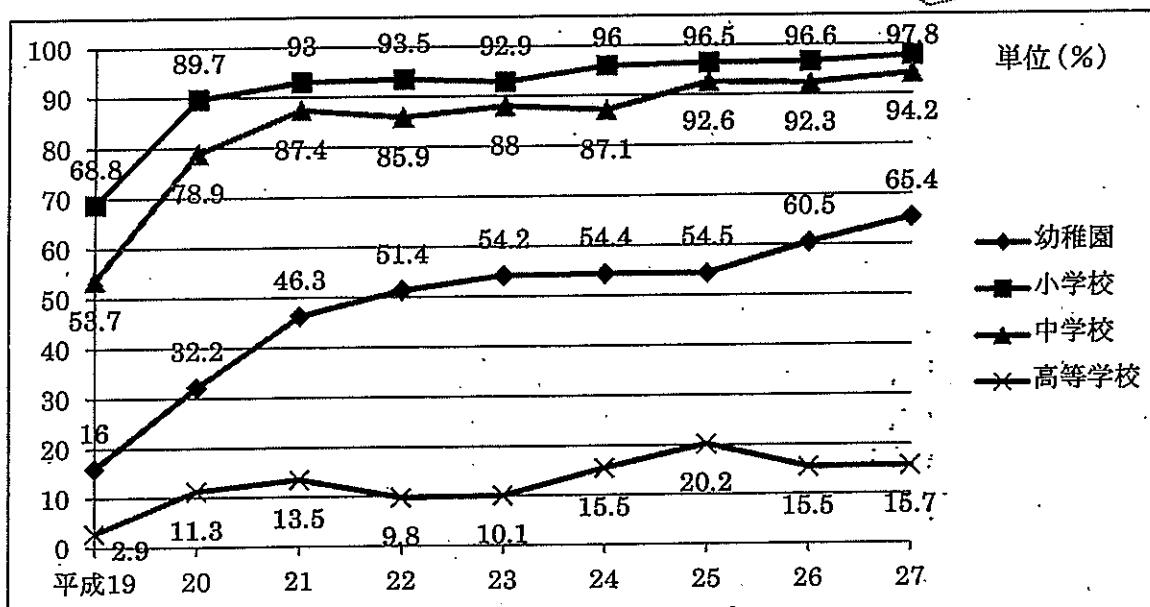
体制整備状況調査によると、校内委員会の設置率、特別支援教育コーディネーターの指名率は高く、公立小・中学校、高等学校では100%となっている。一方、個別の教育支援計画の作成率は増加してきているが、まだ低い。

【データ集の体制整備調査Pデータ31 参照】



【図12】個別の教育支援計画の作成率の推移（公立学校）

個別の教育支援計画の作成率は年々増加してきている。



【図13】個別の指導計画の作成率の推移（公立学校）

- 特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口であり、また、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整の役割を担う校内支援体制の推進役です。千葉県では、全ての公立幼・小中学校・高等学校等及び特別支援学校で特別支援教育コーディネーターが校務分掌に位置付けられています。
- 高等学校における特別支援教育の体制整備が課題であることから、高等学校の特別支援教育コーディネーターの研修会を実施しています。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」とは

コラム3

「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行つことを目的として作成されます。その作成・活用においては、教育のみならず、医療、福祉、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関・関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行つに当たり同計画を活用することが意図されています。

なお、本人・保護者との合意形成により決定した合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画に記載し、継続した支援に結びつけることが望ましいとされています。

「個別の指導計画」は、指導を行うためのきめ細かい計画であり、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、個別の指導計画は、単元や学期、学年等ごとに作成され、その内容に基づいた指導が行われます。

